

職員給与規程

〔平成25年3月29日〕
規程第7号

改正 平成26年 3月24日規程第9号
改正 平成26年11月28日規程第4号
改正 平成27年 3月27日規程第8号
改正 平成28年 2月19日規程第15号
改正 平成28年 3月31日規程第20号
改正 平成28年11月29日規程第4号
改正 平成29年 3月31日規程第11号
改正 平成29年 9月22日規程第3号
改正 平成30年 2月19日規程第8号
改正 平成31年 1月17日規程第7号
改正 令和元年11月29日規程第2号
改正 令和 2年 1月27日規程第5号
改正 令和 2年 3月25日規程第6号
改正 令和 3年 3月26日規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、職員就業規則（平成15年規程第2号。以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、機構の職員（国家公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職に属する者をいう。）が、国の要請に応じ、引き続いて機構の職員となるため退職をし、かつ、引き続いて機構の職員となった者（任用の事情等を考慮して理事長が認める者に限る。第2項において「理事長指定職員」という。）、任期付職員、パートナー職員及び臨時に勤務する者を除く。以下「職員」という。）に適用する。

2 理事長指定職員、任期付職員、パートナー職員及び臨時に勤務する者にあつては、別に定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、次のとおりとする。

(1) 基本給

- イ 俸給
- ロ 扶養手当
- ハ 地域手当

ニ 広域異動手当

(2) 諸手当

イ 職務手当

ロ 超過勤務手当

ハ 管理職員特別勤務手当

ニ 期末手当

ホ 勤勉手当

ヘ 特例一時金

ト 寒冷地手当

チ 通勤手当

リ 単身赴任手当

ヌ 住居手当

2 機構の業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれないものとする。

(給与の支払)

第4条 職員の給与は、法令及び理事長が別に定めるものに基づきその職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合においては、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(給与台帳)

第5条 職員に対して給与の支払をする者（本部にあっては理事長、施設（組織規程（平成15年規程第1号）第5条の規定により機構に置くもの及び同規程の他の規定によりそれらに置くものをいう。以下同じ。）にあっては各施設の長又はこれに代わるものとして理事長が認める者。以下「給与支払者」という。）は、給与台帳を作成しなければならない。

2 給与は、給与台帳に基づいて支払うものとする。

3 給与台帳には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条に規定する事項を記載するものとする。

(俸給)

第6条 職員の受ける俸給は、就業規則第5条に規定する勤務時間の勤務に対する報酬であって、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(俸給表)

第7条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

(1) 事務職俸給表（別表第1）

(2) 専門職俸給表（別表第2）

イ 専門職俸給表（一）

ロ 専門職俸給表（二）

(職務の級の決定)

第8条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

2 職員の職務の級は、理事長が別に定める基準に従い決定する。
(号俸の決定)

第9条 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が俸給表の職務の級の適用を異にすることとなった場合又は異なる俸給表が適用されることとなった場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。
(昇給)

第10条 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前において理事長が別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第49条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、専門職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び専門職俸給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものにあつては3号俸）とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 理事長が別に定める日に55歳を超える職員は、前2項の規定にかかわらず、昇給しない。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(俸給の支給日)

第11条 俸給は、月の初日から末日までの期間につき、その月額をその月の16日に支給するものとする。ただし、16日が休日（就業規則第11条第1項の休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、その前日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）に支給するものとする。

(日割計算)

第12条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（以下「事務9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（以下「事務8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上職員等から事務9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を給与支払者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事務9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2

項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事務9級以上職員等から事務9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日から開始し、事務9級以上職員等以外の職員から事務9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある事務9級以上職員等が事務9級以上職員等以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある事務8級職員等が事務8級職員等及び事務9級以上職員等以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務9級以上職員等以外のものが事務9級以上職員等となった場合
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務8級職員等及び事務9級以上職員等以外のものが事務8級職員等となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 前条及び前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(地域手当)

第15条 地域手当は、別表第3に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、俸給、扶養手当及び職務手当の月額合計額に、別表第3の支給地域の区分に応じて、同表に定める支給割合（以下「地域手当の支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

3 別表第3に掲げる地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又は当該職員の在勤する施設等（本部及び施設その他これに類するもので当該施設とその所在地を異にするものをいう。以下同じ。）が移転した場合（当該職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域が別表第3に掲げる地域に該当しないこととなる時は、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、扶養手当及び職務手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長が別に定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体（当該地方公共団体の退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤務期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤務期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）

が国等の機関の要請に応じ、職員となるため退職し、引き続いて俸給表の適用を受ける職員（任用の事情等を考慮して理事長が認める者に限る。）となり、又は就業規則第35条第1項第4号の規定により休職を命ぜられている職員（休職の事情等を考慮して理事長が認める者に限る。）が職務に復帰し、別表第3の支給割合が最も高い地域以外の地域に在勤することとなった場合において、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、この規定に準じて、地域手当を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（広域異動手当）

第16条 職員がその在勤する施設等を異にして異動した場合又は職員の在勤する施設等が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が別に定めるところにより算定した施設等との間の距離（異動等の日の前日に在勤していた施設等の所在地と当該異動等の直後に在勤する施設等の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と施設等との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する施設等の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と施設等との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と施設等との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、扶養手当及び職務手当の月額合計額に当該異動等に係る施設等との間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた施設等への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

（1）300キロメートル以上 100分の10

（2）60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 国家公務員等から国等の機関の要請に応じ、職員となるため退職し、引き続き俸

給表の適用を受ける職員となった者（任用の事情等を考慮して理事長が認める者に限る。）又は就業規則第35条第1項第4号の規定による休職から復職した職員（休職の事情等を考慮して理事長が認める者に限る。）であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第15条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（職務手当）

第17条 職務手当は理事長が別に定める役職を占める職員に対して支給する。

- 2 職務手当の月額は、職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める役職に係る役職区分に応じ、別表第4の職務手当額欄に定める額とする。
- 3 職員の占める役職に係る役職区分は理事長が別に定める。
- 4 前3項に規定するもののほか、職務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（超過勤務手当）

第18条 就業規則第5条、第6条、第8条及び第11条の規定により割り振られた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前2項の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

4 第1項及び第2項の規定による超過勤務手当は、前条第1項の規定により職務手当が支給される職員（理事長が別に定める職員を除く。第20条第1項において同じ。）には支給しない。ただし、当該職員が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合は、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

（勤務1時間当たりの給与額）

第19条 前条第1項から第4項まで、第30条第4項、第32条第4項及び第5項、第33条第4項並びに第33条の2第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職務手当の月額、これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の1年間における1箇月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第20条 第17条第1項の規定により職務手当が支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務を除く。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条まで及び附則第7条第1項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日（次条及び第23条において「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（理事長の要請に応じ、職員が引き続いて国家公務員等となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合を除く。第24条第1項において同じ。）し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の期末手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長が別に定める職員にあつては、理事長が別に定める額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第7条第1項第5号において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、専門職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び専門職俸給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項ただし書の理事長が別に定める額が0円の場合には、その職員に対しては、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

6 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第49条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止められた者（当該一時差し止めを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第23条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係

る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の信用を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止めること（以下「一時差止め」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止めを取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止めを受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止めの目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止めを受けた者が、当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止めを受けた者について、当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止めを受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止めに係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止め後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止めを取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止めを行う場合は、当該一時差止めを受けるべき者に対し、当該一時差止めの際、一時差止めの事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止めに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第7条第1項第6号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7条第1項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、一般職給与法の勤勉手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額の総額を超えない額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第21条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第24条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第24条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特例一時金）

第24条の2 特例一時金は、6月1日及び12月1日（以下この条、次条及び附則第10条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（理事長が別に定める職員に限る。）に対して、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 特例一時金の額は、特例一時金基礎額に6を乗じて得た額とする。

3 前項の特例一時金基礎額は、27,500円とする。ただし、理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める額とする。

4 特例一時金を支給する日については、期末手当を支給する日の例による。

5 第3項ただし書の理事長が別に定める額が0円である場合には、第1項の規定にかかわらず、特例一時金は支給しない。

6 前各項に定めるもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第24条の3 前条に定めるもののほか、新たに採用された職員であって、その採用された日以後最初の基準日が到来していないもの（理事長が別に定める職員に限る。）に対して、採用された日の属する月から当該採用された日以後最初に到来する基準日の属する月の前月までの各月につき、特例一時金を支給する。

2 前項の規定による特例一時金の額は、月額1,000円とする。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による特例一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（寒冷地手当）

第25条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において別表第5に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、別表第6に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

3 別表第6に掲げる地域の区分は、別表第5のとおりとする。

4 前3項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

- へ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員
15,800円
 - ト 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員
18,700円
 - チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員
21,600円
 - リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員
24,400円
 - ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員
26,200円
 - ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員
28,000円
 - ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員
29,800円
 - ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600円
- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額
- 3 施設等を異にする異動又は在勤する施設等の移転に伴い、所在する地域を異にする施設等に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は施設等の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。）が 20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 20,000 円を超え

るときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、国家公務員等から国等の機関の要請に応じ、職員となるため退職し、引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者（任用の事情等を考慮して理事長が認める者に限る。）のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第27条 施設等を異にする異動又は在勤する施設等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は施設等の移転の直前の住居から当該異動又は施設等の移転の直後に在勤する施設等に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する施設等に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員等から国等の機関の要請に応じ、職員となるため退職し、引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者（任用の事情等を考慮して理事長が認める者に限る。）又は就業規則第35条第1項第4号の規定による休職から復職した職員（休職の事情等を考慮して理事長が認める者に限る。）であつて、これらに伴い、住居を

移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する施設等に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らし困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員、その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員に対しては、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住居手当)

第28条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(職員用宿舍の貸与を受けてこれに居住している職員その他理事長が別に定める職員を除く。)

(2) 第27条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(職員用宿舍その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(休暇の際の給与)

第29条 職員が就業規則第2章第5節の規定により休暇を受けた期間については、給与の全額を支給する。

(欠勤者の給与)

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり欠勤したときは、その欠勤の全期間について

給与の全額を支給する。

- 2 職員が前項以外の心身の故障により欠勤したときは、その欠勤の期間が90日に達するまでは給与の全額を支給し、90日を超える期間については、給与から俸給並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額に100分の50を乗じて得た額に相当する額を減額して支給する。
- 3 職員が前2項に規定する事由以外の事由により欠勤したときは、その欠勤の期間が1箇月に達するまでは給与の全額を支給し、1箇月を超える期間については、給与から俸給並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額に100分の50を乗じて得た額に相当する額を減額して支給する。
- 4 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第9項に規定する無届欠勤により職員が勤務しないときは、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に当該欠勤の時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、職員が欠勤したときの給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(休職者の給与)

第31条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第35条第1項第1号又は第35条の2第1項により休職を命ぜられたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、基本給、期末手当、寒冷地手当及び住居手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、就業規則第35条第1項第1号又は第35条の2第1項の規定により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、基本給、期末手当、寒冷地手当及び住居手当の100分の80、1年を超えた期間については、100分の60を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第35条第1項第2号の規定により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、基本給及び住居手当の100分の60に相当する額の範囲内において理事長が定める額を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第35条第1項第3号又は第4号の規定により休職を命ぜられたときは、基本給、期末手当、寒冷地手当及び住居手当の全部又は一部であって理事長が定める額を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第36条第1項ただし書の規定により休職の期間を延長されたときは、その休職の期間中、基本給、期末手当、寒冷地手当及び住居手当の100分の60を支給する。ただし、第1項の規定に該当する者が休職の期間を延長されたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。
- 7 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第21条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第22条及び第2

3条の規定を準用する。この場合において、第22条中「前条第1項」とあるのは、「第31条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業等をした職員の給与)

第32条 職員が就業規則第28条第1項から第4項までに規定する育児休業（以下「育児休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。

2 第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 就業規則第28条第5項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）についてのこの規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第1項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、就業規則第5条第5項により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第9条第2項及び第10条第2項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第17条第2項	とする	に算出率を乗じて得た額とする
第18条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間30分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第18条第2項	1箇月について60時間	1箇月について60時間（前項ただし書きの勤務を除く。以下この項において同じ。）
第19条	1箇月の平均所	1箇月の平均所定労働時間数に算出率を乗

	定労働時間数	じて得た時間数
第 2 1 条 第 3 項 及び第 2 4 条 第 3 項	受けるべき	育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合に受けるべき
第 2 1 条 第 4 項	俸給月額	当該職員が育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合に受けるべき俸給月額

5 職員が就業規則第 2 8 条第 6 項に規定する部分休業により勤務をしない場合には、その勤務をしない 1 時間につき、第 1 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

6 前各項に規定するもののほか、育児休業、育児短時間勤務及び前項の部分休業に係る給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(病気の治療等と仕事の両立のための短時間勤務をした職員の給与)

第 3 2 条の 2 就業規則第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する病気治療等短時間勤務をしている職員（以下「病気治療等短時間勤務職員」という。）についてのこの規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 9 条 第 1 項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、就業規則第 5 条第 5 項により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 9 条 第 2 項 及 び第 1 0 条 第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 1 7 条 第 2 項	とする	に算出率を乗じて得た額とする
第 1 8 条 第 1 項	支給する	支給する。ただし、病気治療等短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 3 0 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 0 0（その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、1 0 0 分の 1 2 5）を乗じて得た額とする
第 1 8 条 第 2 項	1 箇月について 6 0 時間	1 箇月について 6 0 時間（前項ただし書きの勤務を除く。以下この項において同じ。）

第19条	1箇月の平均所定労働時間数	1箇月の平均所定労働時間数に算出率を乗じて得た時間数
第21条第3項及び第24条第3項	受けるべき	病気の治療等と仕事の両立のための短時間勤務をしなかったと仮定した場合に受けるべき
第21条第4項	俸給月額	当該職員が病気の治療等と仕事の両立のための短時間勤務をしなかったと仮定した場合に受けるべき俸給月額

2 前項に規定するもののほか、病気の治療等と仕事の両立のための短時間勤務に係る給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(介護休業等をした職員の給与)

第33条 職員が就業規則第29条第1項に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)をしている期間については、給与を支給しない。

2 第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 職員が就業規則第29条第2項に規定する部分休業により勤務をしない場合には、その勤務をしない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、介護休業及び前項の部分休業に係る給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(修学部分休業をした職員の給与)

第33条の2 職員が就業規則第29条の2第1項に規定する修学部分休業(以下「修学部分休業」という。)により勤務をしない場合には、その勤務をしない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、修学部分休業に係る給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(停職者の給与)

第34条 職員が就業規則第49条の規定により停職の処分を受けたときは、その停職の期間中に係る給与は、支給しない。

(休業手当)

第35条 機構の責に帰すべき事由による休業の場合においては、その休業の期間中当該職員に給与の全額を支給する。

(給与の非常時払)

第36条 職員又はその収入によって生計を維持する者が出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、やむを得ない事由による1週間以上にわたる帰郷その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支給を請求した場合には、請求の日までの分を日割りによって計算し、その際に支払う。

(その他)

第37条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(職員給与規程の廃止)

第2条 職員給与規程(平成15年規程第7号)は、廃止する。

(給与の特例)

第3条 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号)附則第15条第3項の規定に基づき職員として採用された者の給与については、この規程にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、特例を設けることができる。

(平成25年4月1日の職員の職務の級及び号俸)

第4条 平成25年4月1日における職員の職務の級及び号俸の決定については、理事長が別に定めるところによる。

(地域手当に関する経過措置)

第5条 第15条の規定は、平成23年4月2日から平成25年3月31日までの間に職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又は職員の在勤する施設等が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第3項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成25年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第6条 第16条の規定は、平成22年4月2日から平成25年3月31日までの間に職員がその在勤する施設等を異にして異動した場合又は職員の在勤する施設等が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成25年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

(55歳を超える職員に対する給与の支給)

第7条 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それ

ぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合(以下この条において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この条において「俸給月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)
- (4) 職務手当 当該特定職員の職務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (5) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第21条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、俸給月額と同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額と同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (6) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第24条第4項において準用する第21条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、俸給

月額に同項に規定する100分25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。第5項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第24条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第21条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第24条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(7) 第29条、第30条第1項から第3項まで、第31条又は第35条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第29条、第30条第1項、第31条第1項又は第35条 前各号に定める額

ロ 第30条第2項 欠勤の期間が90日に達するまでは第1号から第3号までに定める額、90日を超える期間については、第1号から第3号までに定める額に100分の50を乗じて得た額

ハ 第30条第3項 欠勤の期間が1箇月に達するまでは第1号から第3号までに定める額、1箇月を超える期間については、第1号から第3号までに定める額に100分の50を乗じて得た額

ニ 第31条第2項 第1号から第3号まで及び第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ホ 第31条第3項 休職の期間が満1年に達するまでは第1号から第3号まで及び第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額、1年を超えた期間については、第1号から第3号まで及び第5号に定める額に100分の60を乗じて得た額

ヘ 第31条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される基本給に係る割合を乗じて得た額

ト 第31条第5項 第1号から第3号まで及び第5号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される基本給及び期末手当に係る理事長が定める割合を乗じて得た額

チ 第31条第6項 第1号から第3号まで及び第5号に定める額に100分の60を乗じて得た額。ただし、同項ただし書の規定が適用される場合にあっては、前各号に定める額

リ 第31条第7項 第5号に定める額に、当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額

(イ) 第31条第2項 100分の80

(ロ) 第31条第3項 休職の期間が満1年に達するまでは100分の80、1年を超えた期間については100分の60

(ハ) 第31条第5項 同項の規定により当該特定職員に支給される基本給及び期末手当に係る理事長が定める割合

(ニ) 第31条第6項 100分の60。ただし、同項ただし書の規定が適用される場合にあつては、100分の100

俸給表	職務の級
事務職俸給表	6級
専門職俸給表（一）	5級
専門職俸給表（二）	3級

2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

3 第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第18条第1項から第4項まで、第30条第4項、第31条の2第1項、第32条第4項及び第5項、第33条第4項並びに第33条の2第1項に規定する勤務1時間あたりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、俸給月額から第1項第1号に定める額を減じた額及び職務手当の月額から第1項第4号に定める額を減じた額、これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の1年間における1箇月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

4 第1項の規定が適用される間、第24条第2項後段に規定する職員に支給する勤勉手当の額の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.5を乗じて得た額に、第24条第2項後段に規定する一般職給与法の勤勉手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に同項後段に規定する一般職給与法の勤勉手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

5 育児短時間勤務職員に対する第1項第1号、第5号及び第6号の規定の適用については、第1項第1号中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に算出率を乗じて得た額」と、第5号及び第6号中「受けるべき」とあるのは「育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合に受けるべき」とする。

（給与の特例措置）

第8条 平成26年3月31日までの間、職員に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職位の等級	割合
-----	-------	----

事務職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
専門職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6級以上	100分の9.77
専門職俸給表（二）	1級	100分の4.77
	2級及び3級	100分の7.77
	4級以上	100分の9.77

- 2 平成26年3月31日までの間、職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当の月額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 職務手当 当該職員の職務手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (6) 第29条、第30条第1項から第3項まで、第31条又は第35条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じそれぞれ次に定める額
- イ 第29条、第30条第1項、第31条第1項又は第35条 前項及び前各号に定める額
- ロ 第30条第2項 欠勤の期間が90日に達するまでは前項並びに第1号及び第2号に定める額、90日を超える期間については、前項並びに第1号及び第2号に定める額に100分の50を乗じて得た額
- ハ 第30条第3項 欠勤の期間が1箇月に達するまでは前項並びに第1号及び第2号に定める額、1箇月を超える期間については、前項並びに第1号及び第2号に定める額に100分の50を乗じて得た額
- ニ 第31条第2項 前項並びに第1号、第2号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- ホ 第31条第3項 休職の期間が1年に達するまでは前項並びに第1号、第2号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額、1年を超えた期間については、前項並びに第1号、第2号及び第4号に定める額に100分の60を乗じて得た額

- へ 第31条第4項 前項並びに第1号及び第2号に定める額に、第31条第4項の規定により当該職員に支給される基本給に係る割合を乗じて得た額
 - ト 第31条第5項 前項並びに第1号、第2号及び第4号に定める額に、第31条第5項の規定により当該職員に支給される基本給及び期末手当に係る理事長が定める割合を乗じて得た額
 - チ 第31条第6項 前項並びに第1号、第2号及び第4号に定める額に、100分の60を乗じて得た額。ただし、第31条第6項ただし書の規定が適用される場合にあつては、前項及び前各号に定める額
 - リ 第31条第7項 第4号に定める額に、当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - (イ) 第31条第2項 100分の80
 - (ロ) 第31条第3項 休職の期間が満1年に達するまでは100分の80、1年を超えた期間については100分の60
 - (ハ) 第31条第5項 同項の規定により当該特定職員に支給される基本給及び期末手当に係る理事長が定める割合
 - (ニ) 第31条第6項 100分の60。ただし、同項ただし書の規定が適用される場合にあつては、100分の100
- 3 平成26年3月31日までの間、職員についての第18条第1項から第3項まで、第30条第4項、第32条第4項及び第5項並びに第33条第4項に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、俸給月額から第1項に定める額を減じた額及び職務手当の月額から前項第3号に定める額を減じた額、これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の1年間における1箇月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。
- 4 平成26年3月31日までの間、附則第7条の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から附則第7条第1項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第1号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給に対する地域手当の月額から附則第7条第1項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第1号から第3号まで中「職務手当の月額」とあるのは「職務手当の月額から附則第7条第1項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第7条第1項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第7条第1項第6号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ、ハ及びへ中「前項並びに第1号及び第2号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第2号」と、同号ニ、ホ、ト及びチ中「前項並びに第1号、第2号及び第4号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第1号、第2号及び第4号」と、同号リ中「第4号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた第4号」と、第3項中「第1項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた第1項」と、「前項第3号」とあるのは「第4

項の規定により読み替えられた前項第3号」とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、前各項の規定により給与の支給にあたって減ずることとされる額の計算その他前各項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(指導員養成訓練を受ける者の給与の特例)

第9条 新たに俸給表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）の属する年度に指導員養成訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第36条の5に規定する指導員養成課程の訓練技法習得コース及び訓練技法・技能等習得コース並びに高度養成課程の職業能力開発研究学域の指導員養成訓練をいう。以下同じ。）を受けることとなった者（以下「指導員養成訓練受講対象職員」という。）の適用日から指導員養成訓練を修了した日の属する月の末日までの間におけるこの規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条第2項	とする	とする。ただし、新たに俸給表の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）の属する年度に指導員養成訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第36条の5に規定する指導員養成課程の訓練技法習得コース及び訓練技法・技能等習得コース並びに高度養成課程の職業能力開発研究学域の指導員養成訓練をいう。次項、次条第1項及び第27条第1項において同じ。）を受けることとなった者であって、職業能力開発総合大学校に併せて勤務を命ぜられたもの（次項、次条第1項、第25条第1項及び第27条第1項において「特定指導員養成訓練受講対象職員」という。）の適用日から職業能力開発総合大学校の勤務を免ぜられた日の前日までの間の地域手当の月額、俸給、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に、別表第3の小平市の支給割合を乗じて得た額とする。
第15条第3項	その在勤する地域を異にして異動した場合	その在勤する地域を異にして異動した場合（特定指導員養成訓練受講対象職員が、指導員養成訓練を受けている期間において、職業能力開発総合大学校の勤務を免ぜられたことにより在勤する地域を異にして異動した場合（指導員養成訓練の修了に伴い職業能力開発総合大学校の勤務を免ぜられた

		ことにより在勤する地域を異にして異動した場合を含む。)を除く。)
第16条第1項	その在勤する施設等を異にして異動した場合	その在勤する施設等を異にして異動した場合(特定指導員養成訓練受講対象職員が、指導員養成訓練を受けている期間において、職業能力開発総合大学の勤務を免ぜられたことにより在勤する施設等を異にして異動した場合(指導員養成訓練の修了に伴い職業能力開発総合大学の勤務を免ぜられたことにより在勤する施設等を異にして異動した場合を含む。)を除く。)
第25条第1項	職員	職員(特定指導員養成訓練受講対象職員を除く。)
第27条第1項	施設等を異にする異動	施設等を異にする異動(特定指導員養成訓練受講対象職員が、指導員養成訓練を受けている期間において、職業能力開発総合大学の勤務を免ぜられたことにより施設等を異にして異動した場合(指導員養成訓練の修了に伴い職業能力開発総合大学の勤務を免ぜられたことにより在勤する施設等を異にして異動した場合を含む。)を除く。)

- 2 指導員養成訓練受講対象職員であって、職業能力開発総合大学に併せて勤務を命ぜられたものが、指導員養成訓練を受けている期間において職業能力開発総合大学の勤務を免ぜられた場合(指導員養成訓練の修了に伴い職業能力開発総合大学の勤務を免ぜられた場合を含む。)における指導員養成訓練を修了した日の属する月の末日後の第15条第3項、第16条第1項及び第27条第1項の規定の適用については、第15条第3項中「その在勤する地域を異にして異動した場合」とあるのは「その在勤する地域を異にして異動した場合(新たに俸給表の適用を受けることとなった日の属する年度に指導員養成訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第36条の5に規定する指導員養成課程の訓練技法習得コース及び訓練技法・技能等習得コース並びに高度養成課程の職業能力開発研究学域の指導員養成訓練をいう。次条第1項及び第27条第1項において同じ。)を受けることとなった者であって、職業能力開発総合大学に併せて勤務を命ぜられたもの(次条第1項において「特定指導員養成訓練受講対象職員」という。)が、指導員養成訓練を受けている期間において、職業能力開発総合大学の勤務を免ぜられたことにより在勤する地域を異にして異動した場合(指導員養成訓練の修了に伴い職業能力開発総合大学の勤務を免ぜられたことにより在勤する地域を異にして異動した場合を含む。)を除く。)」と、第16条第1項中「その在勤する施設等を異にして異動した場合」とあるのは「その在勤する施設等を異にして異動した場合(特定指導員養成訓練受講対象職員が、指導員養成訓練を受けている期間において、職業能力

開発総合大学校の勤務を免ぜられたことにより在勤する施設等を異にして異動した場合（指導員養成訓練の修了に伴い職業能力開発総合大学校の勤務を免ぜられたことにより在勤する施設等を異にして異動した場合を含む。）を除く。」と、第27条第1項中「施設等を異にする異動」とあるのは「施設等を異にする異動（特定指導員養成訓練受講対象職員が、指導員養成訓練を受けている期間において、職業能力開発総合大学校の勤務を免ぜられたことにより施設等を異にして異動した場合（指導員養成訓練の修了に伴い職業能力開発総合大学校の勤務を免ぜられたことにより在勤する施設等を異にして異動した場合を含む。）を除く。）とする。

3 特別の事情により前2項の規定によることができない場合又は前2項の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別段の取扱いをすることができる。

（新たに採用された職員等の俸給月額の特例）

第10条 新たに採用された職員であって、その採用された日以後最初の基準日が到来していないものその他の理事長が別に定める職員の俸給月額は、採用された日の属する月から当該採用された日以後最初に到来する基準日の属する月の前月までの期間その他の理事長が別に定める期間、別表第1及び別表第2に定める額にかかわらず、理事長が別に定める額とする。

附 則（平成26年3月24日規程第9号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日規程第4号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年12月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年3月27日規程第8号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則第7条第1項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達し

た日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認める職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認める職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

第3条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与規程第21条第4項（給与規程第24条第4項において準用する場合及び給与規程第32条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の適用については、給与規程第21条第4項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と職員給与規程の一部を改正する件（平成27年3月27日規程第8号）附則第2条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（広域異動手当に関する特例）

第4条 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する施設等を異にして異動した場合又は職員の在勤する施設等が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の給与規程第16条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第5条 切替日の前日までの間に職員がその在勤する施設等を異にして異動した場合又は職員の在勤する施設等が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の給与規程第16条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第6条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧寒冷地等在勤等職員 この規程による改正前の給与規程別表第5に掲げる地域に在勤する職員
- (2) 新寒冷地等在勤等職員 この規程による改正後の給与規程別表第5に掲げる地域に在勤する職員
- (3) 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であって、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。
- (4) みなし寒冷地手当額 次項又は第3項に規定する者につき、給与規程別表第6

に規定する4級地をその地域の区分（給与規程第25条第3項に規定する地域の区分をいう。）と、基準日（給与規程第25条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその基準世帯区分等（当該者の切替日の前日以降における世帯等の区分（給与規程第25条第2項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、給与規程別表第6の表4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、給与規程第25条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。

2 基準日（その属する月が平成28年3月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者に対しては、給与規程第25条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

3 基準日（その属する月が平成28年11月から平成30年3月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者に対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じて同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、給与規程第25条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成28年11月から平成29年3月まで	6,000円
平成29年11月から平成30年3月まで	12,000円

附 則（平成28年2月19日規程第15号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成28年2月19日から施行する。

2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年3月31日規程第20号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月29日規程第4号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成28年11月29日から施行する。

2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成29年3月31日規程第11号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後給与規程」という。)第13条第1項ただし書及び第14条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員(以下「事務8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(事務9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務9級以上職員等から事務9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(事務9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のな

い職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（４）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）

」と、

同条第２項中「扶養親族（事務９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務９級以上職員等から事務９級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務９級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「開始し、事務９級以上職員等以外の職員から事務９級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務９級以上職員等となった日」とあるのは「開始し」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第７号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第２号中「扶養親族（事務９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- ２ 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、改正後給与規程第１３条第１項ただし書及び第１４条第３項第３号から第６号までの規定は適用せず、改正後給与規程第１３条第３項及び第１４条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（以下「事務８級職員等」という。）にあつては、３,５００円）、前項第２号」とあるのは「、同項第２号」と、同条第１項中「扶養親族（事務９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）があ

る場合、事務9級以上職員等から事務9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事務9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務9級以上職員等から事務9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「開始し、事務9級以上職員等以外の職員から事務9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務9級以上職員等となった日」とあるのは「開始し」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後給与規程第13条第1項ただし書並びに第14条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後給与規程第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「事務8級職員等」とあるのは「事務8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上職員等から事務9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事務9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務9級以上職員等から事務9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「開始し、事務9級以上職員等以外の職員から事務9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合にお

いてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務9級以上職員等となった日」とあるのは「開始し」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事務8級職員等が事務8級職員等及び事務9級以上職員等」とあるのは「事務8級以上職員等が事務8級以上職員等」と、同項第6号中「事務8級職員等及び事務9級以上職員等」とあるのは「事務8級以上職員等」と、「が事務8級職員等」とあるのは「が事務8級以上職員等」とする。

（この規程の施行の日前に採用された職員に係る採用の特例）

第3条 この規程の施行の日前に採用された職員に係るこの規程による改正後の職員給与規程第24条の3及び附則第10条の規定の適用については、当該職員は、当該施行の日に採用されたものとみなす。

附 則（平成29年9月22日規程第3号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年2月19日規程第8号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成30年2月19日から施行する。

2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年1月17日規程第7号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成31年1月17日から施行する。

2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年11月29日規程第2号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和元年11月29日から施行する。

2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年1月27日規程第5号）（抄）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規程第6号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第28条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第28条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1）改正後の職員給与規程第28条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（2）旧手当額から改正後の職員給与規程第28条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和3年3月26日規程第5号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（勤務を軽減される者の給与に関する経過措置）

第2条 この規程の施行の際現に勤務を軽減されている者の給与については、なお従前の例による。

2 この規程の施行日前に精神疾患を原因とする30日以上の間を病気欠勤した者

が、施行日以後に勤務に復帰し、職員就業規則の一部を改正する件（令和3年3月23日規程第4号）附則第2条第3項の規定により勤務を軽減される者の給与については、なお従前の例による。

（指導員養成訓練を受ける者の給与の特例に関する経過措置）

第3条 この規程の施行の日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程附則第9条第1項に規定する長期養成課程の指導員養成訓練を受ける者の給与の特例については、なお従前の例による。

別表第1 事務職俸給表（第7条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	

41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					

87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								

備考（１）この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

（２）２級１号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で理事長が別に定めるものの俸給月額はこの表の額にかかわらず、186,700円とする。

別表第2 専門職俸給表（第7条関係）

イ 専門職俸給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	159,800	209,600	255,000	275,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	161,000	211,300	256,600	277,600	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	162,200	213,100	258,000	279,200	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	163,400	214,800	259,600	280,700	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	164,300	216,500	260,500	282,500	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	165,800	218,300	261,800	284,500	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	167,200	220,100	263,200	286,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	168,600	221,800	264,500	288,900	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	169,800	223,500	265,700	290,800	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	171,200	225,000	267,100	292,800	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	172,600	226,400	268,400	294,900	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	174,100	227,800	269,500	296,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	175,500	229,200	270,800	298,500	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	177,000	230,800	272,200	300,800	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	178,500	232,400	273,900	302,800	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	179,900	234,000	275,600	304,900	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	181,400	235,400	277,200	306,900	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	183,200	237,000	279,000	309,000	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	184,900	238,500	280,600	311,100	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	186,600	240,000	282,100	313,200	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	188,000	241,000	283,700	315,100	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	189,600	242,400	285,500	317,200	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	191,300	243,700	286,900	319,400	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	192,900	245,100	288,500	321,500	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	194,500	246,500	290,400	323,500	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	196,200	248,200	291,900	325,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	198,000	249,700	293,600	327,600	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	199,700	251,400	295,200	329,600	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	201,500	252,800	296,400	331,400	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	203,000	254,100	298,100	333,500	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	204,500	255,300	299,800	335,400	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	205,900	256,600	301,400	337,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	207,100	257,900	302,900	339,100	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	208,400	259,100	304,500	341,000	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	209,700	260,400	306,000	342,800	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	210,900	261,600	307,600	344,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	212,100	263,000	309,100	345,900	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	213,500	264,300	310,600	347,800	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	214,900	265,900	312,000	349,700	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	216,300	267,400	313,600	351,500	391,500	434,700	466,600	527,000	

41	217,300	268,800	314,900	353,400	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	218,500	270,300	316,500	355,200	393,800	436,000	467,600		
43	219,600	271,800	318,000	357,000	395,000	436,700	468,000		
44	220,800	273,200	319,500	358,700	396,100	437,400	468,300		
45	221,700	274,900	320,500	360,500	396,800	438,200	468,600		
46	222,800	276,400	321,700	361,900	397,500	439,000			
47	223,700	277,900	322,900	363,400	398,200	439,400			
48	224,700	279,400	324,100	364,800	398,900	440,100			
49	225,500	280,900	325,100	365,800	399,500	440,600			
50	226,600	282,300	326,100	366,900	400,100	441,000			
51	227,700	283,800	327,000	368,000	400,600	441,400			
52	228,500	285,100	328,000	369,100	401,000	441,800			
53	228,900	286,400	328,900	370,000	401,400	442,200			
54	230,000	287,900	329,600	370,600	401,700	442,600			
55	230,700	289,300	330,400	371,400	402,000	443,000			
56	231,400	290,800	331,200	372,200	402,300	443,300			
57	232,200	292,200	331,800	373,000	402,600	443,600			
58	233,100	293,600	332,300	373,800	402,900	444,000			
59	233,900	295,100	332,900	374,600	403,200	444,300			
60	234,800	296,600	333,400	375,400	403,500	444,600			
61	235,800	297,700	333,900	376,300	403,800	444,900			
62	236,400	299,200	334,100	377,000	404,100				
63	237,300	300,400	334,700	377,700	404,400				
64	238,100	301,900	335,300	378,400	404,700				
65	239,000	303,000	335,600	378,700	405,000				
66	240,000	304,300	336,100	379,300	405,300				
67	241,000	305,400	336,600	379,900	405,600				
68	241,900	306,700	337,100	380,600	405,900				
69	242,900	307,400	337,600	381,000	406,100				
70	244,000	308,500	338,100	381,700	406,400				
71	244,900	309,700	338,500	382,300	406,700				
72	245,700	310,900	339,000	382,900	407,000				
73	246,400	312,200	339,200	383,300	407,200				
74	247,400	312,900	339,700	383,900	407,500				
75	248,400	313,600	340,200	384,500	407,800				
76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000				
77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200				
78	251,000	315,700	341,400	386,000	408,500				
79	252,000	316,400	341,900	386,500	408,800				
80	253,000	317,100	342,300	387,100	409,000				
81	253,900	317,400	342,500	387,600	409,200				
82	254,600	317,700	342,800	388,000	409,500				
83	255,600	318,300	343,300	388,400	409,800				
84	256,600	318,600	343,700	388,800	410,000				
85	257,200	319,000	344,000	389,000	410,200				
86	258,000	319,300	344,300	389,200					

87	258,700	319,700	344,800	389,500					
88	259,600	320,000	345,200	389,800					
89	260,200	320,500	345,500	390,000					
90	261,000	320,900	345,900	390,300					
91	261,800	321,200	346,300	390,600					
92	262,600	321,500	346,500	390,800					
93	263,000	322,000	346,800	391,000					
94	263,700	322,400		391,300					
95	264,200	322,600		391,600					
96	264,900	323,000		391,800					
97	265,600	323,400		392,000					
98	266,300	323,800		392,300					
99	267,000	324,200		392,600					
100	267,700	324,600		392,800					
101	268,200	324,800		393,000					
102	268,700	325,100							
103	269,100	325,400							
104	269,600	325,700							
105	269,800	326,100							
106	270,000	326,300							
107	270,300	326,600							
108	270,600	327,000							
109	271,000	327,400							
110	271,300	327,700							
111	271,700	328,100							
112	272,000	328,400							
113	272,300	328,700							
114	272,600	329,100							
115	272,900	329,400							
116	273,300	329,600							
117	273,600	329,800							
118	273,900	330,100							
119	274,300	330,500							
120	274,700	330,900							
121	274,900	331,100							
122	275,100								
123	275,500								
124	275,800								
125	276,000								
126	276,300								
127	276,700								
128	277,100								
129	277,300								
130	277,700								
131	278,100								
132	278,400								

133	278,600								
134	278,900								
135	279,300								
136	279,600								
137	279,800								
138	280,100								
139	280,400								
140	280,700								
141	280,900								
142	281,100								
143	281,300								
144	281,600								
145	282,000								
146	282,200								
147	282,500								
148	282,800								
149	283,100								
150	283,300								
151	283,600								
152	283,800								
153	284,100								

備考 この表は障害者職業カウンセラー職として採用された職員（理事長が別に定める職員を除く。）に適用する。

ロ 専門職俸給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	183,200	217,800	277,100	362,900	458,400	521,700
2	185,700	219,900	280,100	365,500	461,500	524,600
3	188,300	221,900	282,900	367,900	464,500	527,700
4	191,000	224,000	285,700	370,500	467,500	530,800
5	193,700	225,900	288,500	372,400	470,500	533,900
6	196,500	227,900	291,100	374,900	473,500	536,200
7	199,300	230,000	293,400	377,200	476,500	538,700
8	202,200	232,000	295,800	379,700	479,600	541,100
9	205,000	234,200	298,200	382,100	482,300	543,500
10	208,000	236,600	300,800	384,800	485,400	545,300
11	210,900	239,000	303,200	387,400	488,400	547,100
12	213,800	241,400	305,800	390,100	491,500	549,000
13	216,400	243,400	308,000	392,500	494,200	550,700
14	218,100	245,700	310,000	394,800	496,500	552,100
15	219,900	248,000	312,100	397,000	498,800	553,400
16	221,600	250,300	313,800	399,400	501,100	554,500
17	223,300	252,500	316,200	401,200	503,200	555,800
18	225,000	255,600	318,700	403,200	504,600	556,800
19	226,800	258,700	321,100	405,100	506,100	557,700
20	228,400	261,800	323,500	406,900	507,500	558,600
21	230,300	264,600	325,900	408,800	508,700	559,500
22	232,200	267,600	328,700	410,600	510,100	
23	234,200	270,500	331,400	413,000	511,600	
24	236,200	273,400	334,500	415,400	513,100	
25	237,800	276,200	337,200	417,300	514,200	
26	239,700	278,800	339,800	419,600	515,300	
27	241,600	281,300	342,400	421,700	516,500	
28	243,600	284,000	345,200	423,900	517,700	
29	245,300	286,800	348,000	425,900	518,700	
30	247,200	289,000	350,500	428,000	519,600	
31	249,200	291,000	352,800	430,100	520,500	
32	251,200	293,200	355,100	432,200	521,400	
33	253,000	295,000	357,500	433,900	522,200	
34	255,000	297,100	359,500	435,700	523,100	
35	256,900	299,300	361,600	437,700	523,800	
36	258,800	301,200	363,500	439,700	524,300	
37	260,200	303,200	365,500	441,600	525,000	
38	261,800	305,000	367,600	443,400	525,600	
39	263,300	306,700	369,800	445,200	526,400	
40	264,900	308,500	372,000	446,900	527,000	

41	266,500	310,100	374,200	448,700	527,500	
42	267,700	312,200	376,200	450,200		
43	268,600	314,300	378,300	451,600		
44	269,700	316,700	380,400	453,100		
45	270,600	318,700	381,900	454,500		
46	271,500	320,700	383,900	455,800		
47	272,200	322,800	385,700	457,100		
48	272,900	325,100	387,700	458,300		
49	273,800	327,400	388,600	459,300		
50	274,400	329,800	390,400	460,000		
51	275,100	331,900	392,000	460,800		
52	275,900	333,900	393,800	461,500		
53	276,800	336,100	394,800	462,200		
54	277,500	337,800	396,400	463,000		
55	278,400	339,600	397,900	463,700		
56	279,300	341,200	399,600	464,300		
57	280,100	342,900	400,900	464,800		
58	281,300	344,800	402,600	465,400		
59	282,200	346,500	404,200	466,000		
60	283,600	348,500	405,800	466,600		
61	284,600	350,300	407,100	467,100		
62	286,000	352,100	408,700	467,600		
63	287,100	354,000	410,200	468,000		
64	288,200	355,800	411,800	468,300		
65	289,300	357,500	413,200	468,600		
66	290,400	359,400	414,200			
67	291,600	361,100	415,200			
68	292,700	362,900	416,100			
69	293,800	364,400	417,100			
70	294,700	366,100	418,100			
71	295,700	367,800	419,200			
72	296,700	369,500	420,100			
73	297,800	370,800	420,800			
74	298,800	372,400	421,600			
75	299,900	373,800	422,600			
76	301,000	375,400	423,600			
77	301,700	377,000	424,600			
78	302,600	378,700	425,600			
79	303,400	380,200	426,600			
80	304,300	381,900	427,500			
81	305,000	383,400	428,200			
82	305,900	384,800	429,100			
83	306,800	386,400	430,000			
84	307,700	388,000	430,800			
85	308,100	389,000	431,700			
86	308,800	390,300	432,500			

87	309,500	391,700	433,300			
88	310,400	393,100	434,200			
89	311,300	394,400	434,900			
90	312,100	395,500	435,400			
91	312,900	396,600	436,000			
92	313,600	397,800	436,400			
93	314,300	398,600	436,900			
94	315,000	399,700	437,400			
95	315,700	400,800	437,800			
96	316,400	401,800	438,200			
97	316,800	402,700	438,400			
98	317,200	403,700	438,800			
99	317,600	404,700	439,100			
100	318,000	405,600	439,400			
101	318,300	406,400	439,700			
102	318,700	407,400				
103	319,000	408,400				
104	319,400	409,400				
105	319,800	410,000				
106	320,300	410,700				
107	320,800	411,400				
108	321,300	412,000				
109	321,700	412,500				
110	322,200	412,900				
111	322,600	413,200				
112	323,100	413,500				
113	323,400	413,700				
114	323,900	414,000				
115	324,300	414,300				
116	324,800	414,600				
117	325,100	414,800				
118	325,500	415,100				
119	326,000	415,400				
120	326,500	415,600				
121	326,700	415,800				
122	327,100	416,100				
123	327,600	416,400				
124	327,900	416,600				
125	328,100	416,800				
126	328,400					
127	328,900					
128	329,300					
129	329,500					
130	329,900					
131	330,400					
132	330,800					

133	331,000					
134	331,400					
135	331,900					
136	332,200					
137	332,500					
138	332,900					
139	333,300					
140	333,700					
141	334,100					

備考 この表は研究職、障害者職業訓練職又は職業能力開発職として採用された職員（理事長が別に定める職員を除く。）に適用する。

別表第3 地域手当支給地域（第15条関係）

都 道 府 県	支 給 地 域	支 給 割 合
埼 玉 県 千 葉 県 東 京 都 神 奈 川 県 愛 知 県 大 阪 府	さ い た ま 市 千 葉 市 成 田 市 特 別 区 小 平 市 横 浜 市 名 古 屋 市 大 阪 市	1 0 0 分 の 1 5
東 京 都 神 奈 川 県 兵 庫 県	立 川 市 相 模 原 市 神 戸 市	1 0 0 分 の 1 2
茨 城 県 埼 玉 県 三 重 県 滋 賀 県 京 都 府 大 阪 府 兵 庫 県 奈 良 県 広 島 県 福 岡 県	水 戸 市 所 沢 市 四 日 市 大 津 市 草 津 市 京 都 市 長 岡 京 市 堺 市 尼 崎 市 奈 良 市 広 島 市 福 岡 市	1 0 0 分 の 1 0
宮 城 県 栃 木 県 群 馬 県 山 梨 県 岐 阜 県 静 岡 県 三 重 府 大 阪 府 奈 良 県	仙 台 市 多 賀 城 市 宇 都 宮 市 高 崎 市 甲 府 市 岐 阜 市 静 岡 市 津 和 田 市 岸 田 市 撰 津 市 櫃 原 市	1 0 0 分 の 6

別表第4 職務手当支給額表（第17条関係）

イ 事務職俸給表

職務の級	役職区分	職務手当額
10 級	1 種	139,300円
9 級	1 種	130,300円
	2 種	104,200円
8 級	2 種	94,000円
	3 種	82,200円
7 級	3 種	77,400円
	4 種	66,400円
6 級	4 種	62,300円
	5 種	39,200円
5 級	4 種	54,500円
	5 種	37,400円
	6 種	27,200円

ロ 専門職俸給表（一）

職務の級	役職区分	職務手当額
9 級	1 種	139,300円
8 級	1 種	130,300円
	2 種	104,200円
7 級	2 種	94,000円
	3 種	82,200円
6 級	3 種	77,400円
	4 種	66,400円
5 級	4 種	62,300円
	5 種	39,200円
	6 種	37,400円
4 級	6 種	15,000円

ハ 専門職俸給表（二）

職務の級	役職区分	職務手当額
6 級	1 種	139,300円
5 級	1 種	130,300円
	2 種	104,200円
4 級	2 種	94,000円
	3 種	77,400円
3 級	4 種	62,300円
	5 種	39,200円

	6 種	37,400円
	7 種	15,000円

別表第5 寒冷地手当支給地域区分表（第25条関係）

地域の区分	地 域
1 級地	<p>北海道のうち</p> <p>旭川市 帯広市 北見市 夕張市 赤平市 士別市 名寄市 歌志内市 深川市 富良野市</p> <p>後志総合振興局管内のうち</p> <p>虻田郡のうち留寿都村、喜茂別町及び倶知安町 余市郡のうち赤井川村</p> <p>空知総合振興局管内のうち</p> <p>空知郡のうち上砂川町 雨竜郡</p> <p>上川総合振興局管内</p> <p>宗谷総合振興局管内のうち</p> <p>枝幸郡のうち浜頓別町及び中頓別町 天塩郡のうち幌延町</p> <p>オホーツク総合振興局管内のうち</p> <p>網走郡 斜里郡のうち清里町及び小清水町 常呂郡 紋別郡のうち遠軽町、湧別町、滝上町、興部町及び西興部村</p> <p>胆振総合振興局管内のうち</p> <p>勇払郡のうち厚真町及び安平町</p> <p>日高振興局管内のうち</p> <p>沙流郡のうち平取町</p> <p>十勝総合振興局管内のうち</p> <p>河東郡 上川郡のうち清水町 河西郡 広尾郡のうち大樹町</p> <p>中川郡 足寄郡 十勝郡</p> <p>釧路総合振興局管内のうち</p> <p>川上郡 阿寒郡</p> <p>根室振興局管内のうち</p> <p>野付郡 標津郡のうち中標津町</p>
2 級地	<p>北海道のうち</p> <p>札幌市 小樽市 釧路市 岩見沢市 網走市 留萌市 稚内市 美唄市 芦別市 江別市 紋別市 三笠市 根室市 千歳市 滝川市 砂川市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市</p> <p>石狩振興局管内</p> <p>渡島総合振興局管内のうち</p> <p>松前郡のうち福島町 二海郡 山越郡</p> <p>檜山振興局管内のうち</p> <p>瀬棚郡 久遠郡</p> <p>後志総合振興局管内のうち</p> <p>島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡のうちニセコ町、真狩村及び</p>

地域の区分	地 域
	<p>京極町 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡のうち仁木町及び余市町</p> <p>空知総合振興局管内のうち 空知郡のうち南幌町及び奈井江町 夕張郡 樺戸郡</p> <p>留萌振興局管内</p> <p>宗谷総合振興局管内のうち 宗谷郡 枝幸郡のうち枝幸町 天塩郡のうち豊富町 礼文郡 利尻郡</p> <p>オホーツク総合振興局管内のうち 斜里郡のうち斜里町 紋別郡のうち雄武町</p> <p>胆振総合振興局管内のうち 虻田郡 有珠郡 白老郡 勇払郡のうちむかわ町</p> <p>日高振興局管内のうち 沙流郡のうち日高町 新冠郡 様似郡</p> <p>十勝総合振興局管内のうち 上川郡のうち新得町 広尾郡のうち広尾町</p> <p>釧路総合振興局管内のうち 釧路郡 厚岸郡 白糠郡</p> <p>根室振興局管内のうち 標津郡のうち標津町 目梨郡</p>
3級地	<p>北海道のうち</p> <p>函館市 室蘭市 苫小牧市 登別市 北斗市</p> <p>渡島総合振興局管内のうち 松前郡のうち松前町 上磯郡 亀田郡 茅部郡</p> <p>檜山振興局管内のうち 檜山郡 爾志郡 奥尻郡</p> <p>日高振興局管内のうち 浦河郡 幌泉郡 日高郡</p>
4級地	<p>青森県</p> <p>岩手県のうち 盛岡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村及び普代村 九戸郡 二戸郡</p> <p>宮城県のうち 登米市 栗原市 大崎市 刈田郡のうち七ヶ宿町 柴田郡のうち川崎町 加美郡のうち加美町 遠田郡</p> <p>秋田県のうち</p>

地域の区分	地 域
	<p>秋田市 能代市 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 潟上市 大仙市 北秋田市 仙北市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡 南秋田郡 仙北郡 雄勝郡</p> <p>山形県のうち</p> <p>山形市 米沢市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 最上郡 東置賜郡 西置賜郡</p> <p>福島県のうち</p> <p>会津若松市 喜多方市 田村市 安達郡 岩瀬郡のうち天栄村 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡のうち西郷村及び中島村 石川郡のうち石川町及び浅川町 田村郡 双葉郡のうち川内村及び葛尾村 相馬郡のうち飯館村</p> <p>群馬県のうち</p> <p>沼田市 多野郡のうち上野村 甘楽郡のうち南牧村 吾妻郡のうち長野原町、嬭恋村、草津町及び高山村 利根郡のうち片品村、川場村及びみなかみ町</p> <p>新潟県のうち</p> <p>長岡市 小千谷市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 魚沼市 南魚沼市 胎内市 東蒲原郡 南魚沼郡 中魚沼郡 岩船郡のうち関川村</p> <p>福井県のうち</p> <p>勝山市 今立郡</p> <p>山梨県のうち</p> <p>富士吉田市 南都留郡のうち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町 北都留郡</p> <p>長野県のうち</p> <p>長野市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡 諏訪郡 上伊那郡のうち辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村及び宮田村 下伊那郡のうち阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村及び大鹿村 木曾郡のうち上松町、木祖村、王滝村、大桑村及び木曾町 東筑摩郡 北安曇郡 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡</p> <p>岐阜県のうち</p> <p>高山市 飛騨市 郡上市 大野郡</p> <p>岡山県のうち</p> <p>真庭郡</p> <p>広島県のうち</p>

地域の区分	地 域
	山県郡のうち安芸太田町

備考 この表に掲げる名称は、平成26年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

別表第6 寒冷地手当支給額表（第25条関係）

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	26,380円	14,580円	10,340円
2級地	23,360円	13,060円	8,800円
3級地	22,540円	12,860円	8,600円
4級地	17,800円	10,200円	7,360円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって別表第5に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、規程第27条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。